

有限会社北新行動計画

労働者の働き方を見直し、円滑に子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日～令和8年6月30日までの2年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についての周知書面を作成し、全労働者に配布し、制度の周知を図る。

＜対策＞

- 令和6年7月～“やまぐち”とも×いく”応援企業の登録を受ける。
- 令和7年4月～育休制度に関する説明書面を配布し全労働者の認識を高める。

目標2：小学校入学前の子を持つ労働者は、申し出することにより所定労働時間を短縮することができる制度を導入する。

＜対策＞

- 令和6年8月～育児介護休業等規程を改正する。
説明書面を配布し全労働者へ周知を図る。
- 令和6年8月～育児介護休業等の相談窓口として顧問社会保険労務士を指定する。

以上